



オアシスだより

「後見人等候補者推薦名簿」に登録を

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

副委員長 岡崎 和子 (53期)

A子さん 79歳

(要介護2だが認知症が相当進んでおり、会話は成立しない)

Aさんの息子B男さん 55歳

(本人の強い拒絶で療育手帳の申請はされていない
が知的障害があり難しい話は理解できない)

不動産登記簿を見ながら

「うーん、土地も建物も共有かぁ」

ことの始まりはこうだ

Aさんとその息子であるB男さんは、Aさんの夫でB男さんの父であるC氏の死亡後十数年、二人暮らし。自宅はJR駅から徒歩5分。借地上に鉄筋3階建、3階を人に貸しその賃料で地代を払ってきた。部屋の賃料より地代の方が安い(!)のでその差額と年金で生活してきたが、「期間30年の借地契約が終了するので更新料として400万円を払え」との通知が不動産業者から届き、それを見つけた福祉関係者が当人らの手に負えることではないと判断してオアシスに相談に来られ、私が申立代理人かつ後見人候補者としてAさんの後見申立てを行なうことになったのである。

財産管理——賃貸借契約

土地建物の不動産登記簿を取り寄せるとともに、不動産業者に連絡して従前の賃貸借契約書を取り寄せた。一筆の土地の一部の賃貸だが、借地部分の特定もない。30年前の契約書は貸し主も借り主も先代。それぞれ相続が生じて共有となっている。貸し主の意思は統一されているのか、建物の共有者であるAさんとB男さんの双方を借り主とするにはB

男さんについても後見等を開始する必要があるのではないか。更新料、地代は相当か。将来の施設入所を考えれば、期間や譲渡性確保も考えなければならない。

身上監護——二人の生活

A子さん分だけでも預貯金が2000万円程度はあり、自宅の借地権も路線価でも4000万円程度になるので、自宅を処分して施設入所も考えたが、二人揃っての入居を受け容れてくれるところがないこと、二人が寄り添い支え合って暮らしていच्छるること、長年暮らしてきた街だからこそ在宅が可能なことなどから、福祉関係者と相談しできるところまで在宅でいくこととなった。

事件は増えている

東京家裁本庁での、成年後見・保佐・補助・任意後見監督人選任事件は2007年の各四半期で500から600件。前年度同時期と比較すると120から130%となっており、家裁との意見交換会等の場で、繰り返し「後見人等候補者推薦名簿」の拡充が要請されている。

後見人は、ケースによってその仕事内容は多様であり、大変な仕事であるが、弁護士として総合的な力を要求される分野でありやりがい大きい。2008年度用の名簿の作成は年末に終わっているが、2009年度用名簿への応募に向け、「オアシス」に登録して、是非研修を受け、名簿に名を連ねよう!

*** オアシスへの登録方法及び名簿についての
問い合わせ先
人権課 TEL.03-3581-2205**